

○八田委員長　　続きまして、ただいまから第44回電力・ガス取引監視等委員会の第2部を開催いたします。第2部は事前にお知らせしましたように非公開です。

第2部の議題は、議事次第にございますように全部で7つでございます。

それでは、まず議事に入る前に、本日の議事や資料の取り扱いについて事務局よりご説明をお願いいたします。

○新川総務課長　　個社情報を取り扱うことなどから、議事については委員会が必要と認めた場合として非公開とさせていただき、議事要旨を後日委員会ホームページに掲載させていただくこととしております。

会議資料につきまして情報公開請求がなされた場合には、その対応について改めてご相談することとさせていただければ幸いです。よろしくをお願いいたします。

○八田委員長　　それでは、議事に入らせていただきます。議事の1つ目は、監査結果についてです。資料2に基づいて、野沢管理官よりお願いいたします。

○野沢統括ネットワーク事業管理官　　委員会事務局・野沢と申します。よろしく申し上げます。

資料2でございます。28年度の監査経過報告について（ガス事業）説明させていただきます。

趣旨の欄に書かせていただいておりますけれども、現在実施しております一般ガス事業者とガス導管事業者に対する監査につきまして、取り急ぎ委員会にご報告すべき事項について、我々事務局が検討した行政指導等についてお示しした上で、委員会としてご意見をいただければと考えております。ご了解いただけましたら、当事業者に対して速やかに行政指導を実施したいと考えております。

該当事業者というのは、資料でいう主なポイントに書かせていただいておりますが、一般ガス事業者でございます東部ガスでございます。資料で後でご説明しますが、会社概要で示させていただいておりますが、ガスの売り上げとしては年間330億円弱という小規模なガス事業者であります。供給エリアが東北の秋田とか関東の茨城という2つの

経産局にまたがっておりますので、本省所管という整理になっております。

先般、本店において実施しました部門別収支と託送収支監査におきまして、迅速な対応が必要と思われる事項がございました。これについて速やかに行政指導を行い、再発防止と、現在、経済産業省に提出する部門別収支計算書の再提出と東部ガスが公表している託送収支計算書の修正を求めることとしてはどうかと考えております。

昨年、27年度に実施した監査結果をご報告させていただいたところでございますけれども、本年3月にまとめて中間報告をさせていただき、電力については幾つかの該当事業者に対する行政指導方針を踏まえて、本年6月に結果公表をあわせて報告させていただいたところでございます。今回のケースにつきましては、来年4月のガスの小売自由化に伴って、先日、7月29日に大臣宛てに認可申請がなされた託送供給約款におきまして、一部の原価項目についてヤードスティック方式という方式を採用しておりまして、その方式の基礎となる数値について、過去の託送収支計算書の数値をベースとして算出しているということもありまして、影響額の多寡によってはそれに影響を及ぼすことが考えられますので、今回速やかに修正を求めることとしたものです。

加えまして、ここの資料の下から2行目にあるなお書きのところなのですが、他の局の所管している一般ガス事業者に対しても、同様の誤りがないかということにつきまして、当委員会事務局及び各経産局監視室から事業者宛て再確認をするよう周知したところでございます。

1枚おめくりいただくと、今回の東部ガスの監査に関する報告事項を記載させていただいておりますけれども、ページでいうと122分の4ページになります。経緯につきましては、先般、監査計画に基づいて前回ご報告させていただいた監査期間について、本社について28年7月4日から7日ということで、あと、福島、茨城支社と秋田支社、それぞれ監査チーム3グループを形成して監査に行っています。監査項目については、監査計画に示させていただいているとおり、①から⑤までの約款、財務諸表、部門別、託送収支、禁止行為という5項目について監査に行っており、今回実施した監査のうち、ここでいう③の部門別収支と④の託送収支について迅速な対応が必要と思われる事項がありました。さらにほかの項目については、今全体精査中ではございまして、委員会の報告については、他の事業者への監査結果の報告を踏まえて、来年の3月ぐらいに中間報告とあわせて行う予定でございます。

2. として、今回監査で判明した事項は何なのかということで整理させていただいてい

るのが(1)と(2)で、(1)としては配賦のルールについての認識誤りということと、(2)として算出の計算誤りということになっております。

(1)の①です。27年12月に秋田においてLNG基地を運開したのでございますけれども、それについての費用の配賦誤りということです。事例で具体的に書いていますけれども、本来、機能別に応じて受け入れとか、貯蔵とか、発生とか、その他工場に整理すべきところを、その他工場一括で整理していたということの誤り。

②として、固定資産除却費のやはり配賦に当たり、固定資産金額比で行うところを人員比で配賦していた。

(2)の計算誤りというのは、①一般管理費、②製造費、③棚卸減耗費について、ルール上の配賦するものは間違っていないのですけれども、そもそも配賦比率を誤って算出していたための誤りということになります。

3.の対処方針の案でございます。影響額等なのですけれども、①の部門別収支計算書の修正というのがこの※にあります。現時点であくまでも事業者が試算したところでございますけれども、大口需要で100万円程度の費用の割り増しが計上されており、その逆なのですが、規制部門で100万円程度の費用が過少に計上されていた見込み額でございます。

②の託送収支でございますけれども、それぞれ公表している計算書とか管理表について修正が必要というところになっています。

③なのですが、なお、今の東部ガスについては、現に託送を行っている需要家は存在しないという状況でございます。

(2)の対応案なのですけれども、監査結果に基づく行政指導等に係る考え方ということで、次々ページにお示ししております。これは先般、27年度の監査でも採用している、現行上、今もこれを採用したいと思っております。ここに依拠して考えると、(2)の記載の誤り等軽微と思われる指摘事項について整理するものの例ということで、文書による指導としてはどうかと考えておまして、同様に統括ネットワーク事業管理官、私名義で文書による指導を行うことかどうか考えております。

次の122の5のところでも簡単な概要をお示ししておりますけれども、只今簡単にご説明したとおり、一応括弧には大手3社の平均の資本金なり総資産をお示しさせていただきますが、それに比べると非常に小さい事業者であります。供給区域としては、秋田、郡山、いわき、茨城、かすみがうら、常総市が供給区域になっておまして、2局にまたがって

いる状況。

なお、2. にあります1月から12月が会計事業期間になっております。

ご説明は以上です。

○八田委員長 どうもありがとうございました。ただいまのご説明に対してご質問、ご意見ございませんでしょうか。

○稲垣委員 質問なのですけれども、もう既に監査で判明した事項については伝えてありますか。

○野沢統括ネットワーク事業管理官 はい。事業者には伝えており、影響額が部門別でいうと100万円程度ではないかということで事業者から今の仮の試算値が出ています。

○稲垣委員 先方は発生した原因についてはどのようなことをいっているのですか。あるいは監査で把握した原因というのは何ですか。

○野沢統括ネットワーク事業管理官 原因については、一応人為ミスということで聞いております。

○稲垣委員 ありがとうございます。行政指導の文書案というのは、ここに出ている(2)の文書による指導なのだけれども、具体的な案文というのはもう心積もりがあるのですか。

○野沢統括ネットワーク事業管理官 これからののですけれども、基本的に27年度の監査結果について各電力に同様な形で行政指導していますので、同じような形で再発防止も含めて注意喚起の文書を出したいと思っております。

○稲垣委員 その際には、原因の把握については、具体的な対策を導くに足りる程度に詳細な原因を分析することを求めているいただきたい。対策については、原因を踏まえて、再発及び同種事案の発生を防止するに足る有効な対策を講じることを求めているいただきたい。期間を定めて対策の有効性をモニタリングして適切な改善を図ること。3点はぜひできる形で指摘していただければと思います。

以上です。

○野沢統括ネットワーク事業管理官 承知いたしました。ご指摘ありがとうございます。

○八田委員長 どうぞ、箕輪委員。

○箕輪委員 ありがとうございます。ほかの事業者さんに同様の間違いがないかどうかというのを今調べていただいている最中だと思うので、その結果次第だと思うのですが、似たような間違いがもしあるようであれば、もしかしたらルールを読み方が難しいとか、

若干修正が必要なかもしれないので、その点も含めて最終的にとりまとめてご検討いただければいいかなと思います。

あと、今、稲垣先生もおっしゃいましたけれども、原因が人為的ミスということなのですが、間違いの方向的には、金額からするとそうなのですが、やはりこういうことが頻発すると、結局大きな間違いになってしまうので、再発防止策というのはきちんととっていただきたいなと思います。

以上です。

○野沢統括ネットワーク事業管理官 承知いたしました。ご指摘ありがとうございます。

○稲垣委員 それから、1点、よくぞこの細かいところまでみつけていただく監査をしていただいたということで、監査部隊にはくれぐれも、本当にいい仕事をしてもらっているとしますので、伝えてください。大変なことでした。

○野沢統括ネットワーク事業管理官 ありがとうございます。

○八田委員長 ほかにはございますか。——これは基本的にはルールブックをみてもらってやるということですか。それとも講習みたいなものはあったのですか。例えば固定資産金額比でやるべきか、人員比でやるべきかなどということは、一種、説明会みたいなものがあるのですか。

○野沢統括ネットワーク事業管理官 説明会というか、何の配賦を使えというのは省令に書いておりますので、それを省令どおりにやっていたら間違いはないはずですが、電力はそのような間違いはあまりないのですが、やはり中小のガス事業者はこうした間違いが多いのではないかと考えます。委員長おっしゃるとおり、さらなるそういうのが必要なかもしれないのですけれども、通常でいうと書いてあるので、それをそのまま置きかえればいいと思うのです。

○八田委員長 わかりました。

○稲垣委員 事業者団体というのはないのですか。

○野沢統括ネットワーク事業管理官 あります。日本ガス協会という一般社団法人。

○稲垣委員 そういふところと協力して、ルールを適切に会計処理ができるようなソフトウェアの開発とか、統一的な——要するに、フルプルーフまで含めた、どうせシステムで計算しているわけだから、そういうものをきちっと設計させて、みんなで使ってもらおうというような工夫も求めたらいいのではないですか。

○野沢統括ネットワーク事業管理官 一応ガス協会でそういう計算式を入れたソフトが

あって使っているということも聞いているのですけれども、多分、配賦ルールを入力するときに人為的ミスが発生したのではないかと考えられます。いずれにしてもガス協会で、このルールに基づいてというマニュアルみたいなものも別途、中小のために措置しているというのは聞いたことがあります。

○稲垣委員　オールジャパンで、我々も含めてわかりやすいルール、それから支えを皆さんでやっていくということもご指導いただけたらと思います。

○八田委員長　それでは、ただいまのご説明のとおりの対処方針案で当該事業者に対して行政指導を行うということによろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございました。それでは、委員会終了後、速やかに当該事業者に対して行政指導を行うことといたします。今後とも、稲垣先生おっしゃったようにいいお仕事を続けていただきたいと思います。

さて、次の議事に入らせていただきます。議事の2つ目、小売電気事業及び小売供給の登録について、資料3に基づいて佐合課長よりお願いいたします。

○佐合取引監視課長　全体の資料、7ページ目でございます。電気の小売登録の審査について、本日は3件ほど登録をしてよろしいかどうか、ご確認をいただきたいと思っております。

少し先へ行っていただいて、14ページ目でございます。株式会社アイキューフォーメーションという会社でございます。事業者諸元はここに書いてございますとおり、約530kWの需要家を確保するというので、需給管理業務は株式会社L o o pに委託をするということでもあります。顧客の対象は、法人（高圧）を前提としているということ、業務の執行体制、それから説明義務を果たせるかどうか、苦情処理体制、反社との関係をチェックいたしましたが、問題ないということございました。

備考のほうへ行っていただいて、この会社は平成8年に設立されたソフトウェアの開発とかウェブデザイン、インターネットのプロモーションの企画、運営といったことをやっている会社でございます。直近の売り上げは1,500万円。

当初、直近の決算書の状況がちょっとよろしくなかったもので、財務状況のチェックを少し慎重にやらせていただいたのですけれども、本年5月に増資をして、資本金1,000万円ということで、今後当面1年間の電気小売事業の運転資金の確保という点では問題がないかなと判断させていただいております。

次のページに行っていただいて、15ページ目でございます。株式会社ナカシマでございます。事業者諸元のところをみていただくと、最大需要電力の見込みが3,000kWということで、需給管理業務はパワーシェアリングに委託。それから、供給予定先の区分ですが、特高・高圧、主に産業用・業務用の法人を主たる顧客として想定しているということでございます。こちらも業務の執行体制、苦情処理体制、説明義務の履行体制、反社との関係は問題ないと判断させていただいております。

備考へ行っていただいて、会社自体は昭和32年に設立された会社でございます。主たる事業は上下水道の資材の販売とか住宅設備機器の販売、それから、子会社でナカシマエナジーという会社をつくっていますけれども、太陽光発電事業なども手がけているということでございます。当面、小売電気事業の販売方法としては、先ほど申し上げた法人顧客、特に高圧・特高を対象に、自社、あるいは媒介による相対販売を行うということで、財務面でも問題がなかったという会社でございます。

最後でございますけれども、16ページ目に行っていただいて、株式会社エージーピーでございます。最大需要電力の見込みが8万kWでございます。需給管理業務は丸紅新電力に委託するというので、供給予定先の区分ですけれども、高圧、あるいは一般家庭、低圧まで含めて供給を行う予定ということでございます。業務の執行体制は同じように問題なく、説明義務、書面交付義務も遵守される体制が確保できているということでした。苦情処理体制、反社との関係もないということでありまして、経理的にも問題はないということとは確認させていただいております。

備考のほうへ行っていただいて、会社自体は昭和40年に設立されて、平成13年にジャスダックに上場している。空港で航空機への動力の供給ということで、空港で電力を一括充電して、電圧を変えたりして航空機用の電力を提供している。そういう意味では、電力の小売事業ではないですけれども、電気にまつわる供給業務をやっていた会社でございます。今後、代理店を通じて営業活動を行う予定ということで、特段問題ない会社だと思っております。

以上でございます。

○八田委員長　　ありがとうございました。それでは、ただいまの説明に対してご質問、ご意見ございませんでしょうか。どうぞ。

○新川総務課長　　今回、登録審査申請書がファイルに入っていないのは何か今回から外すという意図があるのでしょうか。申請書自体が今回の資料につけておられないのですけ

れども。

○松尾事務局長 後で追加でお示しします。それか、もしすぐ入れられるなら。

○八田委員長 では、ほかにございませんか。——それでは、ただいまご説明いただいた3件の個別の登録審査の結果について、資料3—3のとおり委員会として経済産業大臣への意見を決定したいと思います、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

どうもありがとうございます。それでは、意見をそのように決定いたします。本意見については、委員会終了後、速やかに公表することといたします。

次は、議題の3つ目、ガス小売事業の登録審査の手引について、資料4に基づいて佐合課長よりお願いいたします。

○佐合取引監視課長 資料4は先ほど公開の場でご説明させていただいた内容でございます。27ページ目、資料4—1をみていただいて、これは前回、ガスの小売事業の登録審査の手引を定めたいということで、こういう形でやらせていただきたいというご報告をさせていただく中身でございます。前回とダブったような形になってしまって恐縮ですけれども、審査対象をみていただいて、先ほど公開の場でもご説明申し上げましたが、28ページ目をみていただいて、4つの項目プラス「等」ということで、業務の執行体制が着実か、確保できているかどうか、あと、説明義務、書面交付義務が適切に遵守される体制になっているかどうか、苦情処理体制がしっかりできているかどうか、反社との関係がないか。また、「等」ということで、経理的な基礎の部分についても確認させていただくということになってございます。

具体的な審査の中身でございますが、これは電力の小売業と基本的には同じでございます。②以降書いてございますけれども、業務の執行体制としてまず各業務を実施する部署がしっかり定まっているかといったことを確認させていただきますし、説明義務等に関しては、契約締結時において、ちゃんと契約料金を説明するようなことをしっかり検討しているかどうか、あるいは委託先、代理店みたいなものを使うときには、委託先との契約の中で、委託先もそういったことをちゃんと行うということが規定しているかどうか、また、苦情処理体制としては、電話回線なのかメールなのか、あるいは受け付け時間がどうなっているのか、そういった体制がしっかりしているかどうかを確認させていただくということで、反社会的勢力に関しては29、30ページになりますけれども、④に書いてあるとおりでございます。その他、●として書いてございますけれども、ガスの使用者の利益



の保護のために適切でないと認められる者ということで、登録後の短期間のうちに事業継続に深刻な支障を生ずる明白な懸念がある場合は登録を拒否するというので、この指点に従って審査をさせていただき手引を定めさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○八田委員長　ありがとうございました。ただいまのご説明に対するご質問、ご意見をお願いいたします。——それでは、今の審査の手引をもとに、この審査をお進めいただきたいと思えます。

次の議題に入らせていただきます。議題の4つ目、一般ガス事業者及び簡易ガス事業者の指定旧供給区域及び指定旧供給地点指定の審査の手引について、資料5に基づいて佐合課長よりお願いいたします。

○佐合取引監視課長　これも先ほど公開の場で資料5に関してはご説明させていただいたところでございます。ちょっと先のほうに行ってください、この場では、審査に当たっての手引について内部で検討したものを報告させていただければと思っております。

指定旧供給区域及び指定旧供給地点の指定の審査でございますけれども、先ほど公開の場でも申し上げましたが、処分基準というのが本年7月に制定されているところがございます。委員会としては、ガスの適正な取引の確保を図る観点から、この指定された地域が処分基準に規定された内容に適合しているかを審査するとともに、指定しない供給区域等についても処分基準に規定された内容に適合していないかどうかについて総合的に審査を行うということでございます。

審査方針は2. に書いてございますけれども、指定する地域は単純に処分基準に合致しているかどうかということなので、それをしっかり確認させていただきということでございます。それから、指定旧供給区域に指定しない区域は、処分基準に合致していない、適合していないものとなっているかどうかということと、これは前回もご説明申し上げましたけれども、指定する地域、指定しない地域は、恐らく8月の下旬からと聞いておりますが、エネ庁がパブリックコメントに付すことになっております。このパブリックコメントも踏まえて、その地域において指定すること、指定しないことが適切かどうかというのは総合的に判断させていただきと考えております。

3. の委員会の意見でございますけれども、指定する供給区域が処分基準に合致している場合、また、指定しない地域が処分基準に合致していなかった場合、これは指定供給区域に指定することに異存がないという意見を出すということでございます。

それから、仮に指定する供給区域が処分基準に合致していなかった場合、これは指定すべきではないという意見を出すということと、ここは需要家保護の観点では一番大事かもしれませんが、指定しない供給区域を総合的に判断した結果、やはり需要家の保護の観点から指定する供給区域とすべきと認められる場合には、その旨委員会から建議するということで進めさせていただきたいと思っております。

実際には、先ほど申し上げたパブリックコメントとともにエネ庁ともいろいろ相談させていただいております。消費者団体などにもご協力をいただいて、どの地域が指定されるか指定されないかというのが多くの方に伝わるような形で、そういう意味では、広い意味での広報をこれから進めていきたいと考えてございます。

以上であります。

○八田委員長　ありがとうございます。それでは、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。――それでは、事務局からご説明のあった審査の手引に従って、今後の指定に向けて審査をお進めいただきたいと思えます。

次の議題に入らせていただきます。議題の5つ目、立入検査マニュアルについて、資料6に基づいて新川課長よりお願いいたします。

(資料配付)

○新川総務課長　資料6、立入検査等マニュアルの制定についてでございます。委員会の内部規律としまして、立入検査等の調査手続を定めました立入検査等マニュアルを制定するために、マニュアルの案をお示しし、ご検討いただければと思っております。委員会のご承認をいただければ、速やかにマニュアルを制定し、事務局において周知したいと思っております。

まず、主なポイントの背景・検討経緯でございますけれども、市場監視をしていく中で、例えば不公正な取引、インサイダー取引などを検知した場合に調査を実施し、何らかの措置を行うことがあり得ますが、現在の立入検査のマニュアルを委員会としてもっていませんので、マニュアルを制定することが有用であると考えていまして、案をつくっています。

今、お手元に資料1、資料2について紙で配らせていただきました。ペーパーレス化の中、恐縮でございますが、これは前回打ち合わせでご議論いただいた時の資料でございます。この資料で一度ご議論をいただきました。後ろの資料2では論点を細かくまとめたものがございますが、サマリーでご議論いただいて、定期的な立入検査をするかしないかとか、もしくは立入先を公表するかどうかとか、検査モニター制度を入れるかどうかとい

ったことについて6月15日にご議論いただいています。

もう一度資料6に戻らせていただきますが、マニュアルの概要、総論としては、マニュアルでは、法律に基づく調査としての立入検査に加えて、任意調査としての事情聴取、それから招致検査等について、調査に携わる委員会の職員が守るべき手続や留意すべき事項を定めています。また、以前は電気事業法で定めて、その後、ガス事業法、熱供給事業法の立入検査等についてマニュアルをつくってはとっていました、つくっていきますと、逆に一本化したほうがやりやすいということで、電気事業法、ガス事業法、熱供給事業法を束ねて立入検査のマニュアルをつくらせていただきたいと考えています。

個別の論点でございますが、(2)立入検査、ア、立入検査先の選定でございますが、被疑行為等を検知し、その事実の確認をするために立ち入るということでございます。現段階においては、監査対象事業者以外のその他事業者等に対する定期的なチェックとしての立入検査を行わないこととさせていただきたいと考えています。ただし、今後、事業者の動向や法律、ガイドラインのルールの変更、それから事務局の体制の充実に踏まえて、必要に応じて定期的なチェックとしての立入検査の導入を検討したいと考えています。旧一般電気事業者であるとか送配電事業者は立入検査に監査として入るわけでございますが、その他のいわゆる一般の小売電気事業者について入るのかということございまして、何か被疑事実があれば当然入るわけでございますが、定期的に入っていくというのは、当たり外れもある中、今の体制ではそこまでまだできないだろうという考えから、今後また考えていきたいとさせていただいています。

イ、立入検査計画の策定・執行でございますが、担当課室長等は、立入検査計画書等の案を作成して委員会に上程して、立入検査の実施について委員会のご承認をいただいた上で立入検査に入ることとさせていただいています。総括的な指揮は、その事業を監視する課室の課室長が行うとしています。また、立入検査における現場の具体的な指揮は、主任検査者を選任して、その職員が行うとしています。

予告でございますが、原則として無予告で検査を行うとしています。予告検査の場合には立入検査の予告時に、無予告検査の場合には検査着手時に立入検査名を公表することは、風評被害等の不利益があり得ることから、原則として行わないと整理させていただいています。ただし、公表することで需要家の被害の拡大を防止することができるか、追加的な情報の提供が期待できるなど、正当な情報の公表の目的が認められる場合には、例外的に公表し得ることとしています。

検査の実施でございますが、立入検査先の立ち会いですが、検査先の責任者の立ち会いのもとで行うとしています。弁護士や会計士等の第三者の立ち会いを求める場合に、立ち会いを排除できる根拠がないことから、特に排除はしないこととします。ただし、その場合、立入検査先に対して、検査の妨害等を行う場合には検査拒否に当たり得るということを十分に説明して、そのような行為を行わせないように注意喚起を行うとしています。

検査拒否への対応でございます。対象となり得る書類、データ等を損壊するようなことや口裏合わせとか改ざんを行うことは、検査拒否の対象となり得ることを説明し、そのような行為を行わないように注意喚起を行うとしています。検査拒否の態度を示す場合には、法令に基づく検査であって、罰則の適用の対象もあるということを示しながら、検査に応じるよう説得を行うとしています。

ここにはまだ書いておりませんが、それでも検査拒否に該当するような事態が発生した場合には、この指揮官たる課室長に連絡をし、課室長から事業者を説得するとなりますが、余りにも悪質である場合には、最終的には告発について委員会にご相談をするということを用意しています。

それから、検査終了後でございますが、業務改善勧告を行う場合、短期で改善を行い得ると考えられる事案については、適切な期間において改善報告書の提出を求めるということを考えていますし、一定の期間を要する場合には、まず改善計画書の提出を求めて、定期的な改善状況の報告を求めるとしています。

任意調査のうちの事情聴取でございますが、まず、原則として職員2名程度で行うというようにも書いています。それから、弁護士や会計士等の第三者が同席することについては、原則として同席させないこととするけれども、聴取対象者が特に第三者の同席を求める場合には、あくまで任意の調査手続であるので、同席を認めることと考えています。また、招致検査は行うことができるとしています。

検査モニター制度については、事務局において検討を行わせていただきましたが、今回のマニュアルでは特に定めを設けないこととさせていただきます。立入検査の実績の蓄積があった後に、具体的な検査の状況も踏まえて、必要に応じて検討したいと思っています。

それから、第三者開示制限についても前回の議論いただいておりますけれども、事務局において検討を行った結果、開示制限に違反しても制裁がなく実効性がないことから、今回のマニュアルでは採用しないとしております。ただし、口裏合わせ等が検査拒否に当た

ることについては、その旨を先方に告げて、そういった行為が行われないように注意喚起をしたいと思います。

別添1にマニュアルの案をお示しさせていただいていますが、詳細の説明は割愛させていただきます。今ご説明させていただいた内容がおおむねポイントであると考えています。

以上です。

○八田委員長　　ありがとうございました。ただいまのご説明に対してご質問、ご意見ございませんでしょうか。――私も今回はこれでいいと思うのですけれども、対象に何らかの疑いが全くなくても、アトランダムで選んだところをやるということは将来的には重要なのではないかと思います。もちろん立入検査のキャパシティがあると思いますけれども、例えば3年に1件だけやることにするとします。そうすると、立入検査をするということは必ずしも疑いをもたれていることの証明ではないのだということになり、立入検査が行われることによる風評被害を軽減するのではないかと思います。だから、必ずしもたくさんやるとか定期的にやる必要はなくて、潜在的にはどこでもやるのだというその原則を立てておくということは、将来役に立つのではないかと思います。

○新川総務課長　　ありがとうございます。今回、我々は定期的な立入検査と呼んでおりますが、趣旨としては委員長ご指摘の点だと思っています。監査の場合には監査として入ることが法定されていますが、そういう対象以外の事業者であっても、被疑行為がなくても入るということはある程度得ると思っています。今回まだ入れていませんが、体制の充実等を踏まえて検討していきたいと思っています。

○八田委員長　　どうもありがとうございます。ほかにございませんか。――それでは、事務局よりご説明のあった立入検査マニュアル案を了承したいと思います。事務局におきましては本マニュアルに基づいて、今後適切に検査の実施をお願いしたいと思います。

次の議題に入らせていただきます。議題の6つ目は、東京電力パワーグリッドから小売電気事業者に対する電気使用量の確定通知の遅延について、資料7に基づいて恒藤課長よりお願いいたします。

○恒藤ネットワーク事業監視課長　　ページ数は104まで飛んでいただけますでしょうか。104ページからでございます。先週のこの会合でも速報版をお伝えいたしましたが、その後、先週金曜日、8月5日に東京電力パワーグリッド社から正式に第2回目の検証報告が提出されましたので、それについてご報告をいたします。

1枚おめくりいただきまして、105ページでございます。まず、7月の処理の状況で

ざいますが、横軸が検針日からの営業日でございます、検針日以降、本来であれば4営業日に全て通知されるわけですが、実際には4営業日に未通知のものが残っておりまして、縦軸は未通知の件数でございます。縦軸の一番上は3,500という数字が入っておりますが、毎日検針される数字が大体6万件でございます。6万件的検針をしたのが4営業日以降徐々に減っていくというのが横軸でございます、5月の平均、6月の平均と比べますと、7月の平均は下がってきているということでございまして、彼らは7営業日目というのを目標に頑張っているところでございますが、7月の平均は788件、未通知率は1.26%になり、6月と比べると約半数に減少したということでございます。ただ、なくすというところにはまだ至っていないということでございます。

その次の106ページは前回おみせしたグラフとほぼ同じでございます。少し右が足されてございますが、5月分、6月分、7月分がこのような分布で未通知のものが残っているということで、大体トータルでは2万件前後で推移しているということでございます。

107ページ目、これが7月の1例日分を重点的に分析し、対策を講じてきたというところ。7月29日現在の状況でございますが、約6万件あったところ、19営業日目で66件まで減ってきていると。残っているのがオレンジのところは65件でございますが、これはこの期間において旧計器からスマートメーターに交換したものがオレンジになってございまして、これがまだ65件残っているのは、彼らの説明によりますと、主に交換したときのデータの未入力等によるものだというもので、そこがなかなかみつけれないということで、ここが残っているということでございます。ただ、ここまで減らせるということがわかりましたので、これを手順にしてほかの例日にこれから適用していくというのが彼らの方針であるということでございます。

それを具体的に業務フローに落とし込んでいくということで、108ページ目、右下のページ数で4ページ目でございますが、各営業日の作業の中に、先ほどの分析から出てきた手順、具体的には①、②、③、④と丸抜き数字で書いてございますが、こういう手順をこれから入れていくということで、7営業日までに全て通知できるようにしていくというのがこれからの方針だということでございます。

体制でございますが、109ページ目、右下5ページ目でございますが、特にポイントとなりますのは、今まで確立してきたフローでは対応できないものをどうやって潰していくかということで、それは暫定運行チームというチームで対応していくということになります。それを今までたしか9名だったところを65名にふやしまして対応していく。その65

名のチーム分けを109ページ目には書いてございますが、65名を総括チーム5名とAチームからHチームまで分けまして、順次、ほかの例日についてもやっていくということだということでございます。

現状のまとめは110ページ目、右下6ページ目でございますが、需要側につきましては8月2日現在で1万9,715件、それから発電側につきましては6,793件が未通知になっているということでございます。ちなみに発電側は4月分、5月分はもう既にゼロになってございます。

それから、111ページ目、右下7ページ目でございますが、前回の検証報告ではなかったこととしまして、誤通知、要するに数字を間違えて送ってしまったものについての状況も今回の報告に記載が入っております。これは、小売電気事業者から問い合わせが4,902件あったうち、誤通知と判明したものが541件あるということございまして、これについては全てヒューマンエラーによるものであり、主な発生原因は、未通知問題を解消するふぐあい対応として、人手によるシステム登録を行った際に手順の誤りが発生したというのが原因でございます。これについては、作業手順等の品質向上対策を周知徹底する、さらには、操作手順のエラーを自動検知する機能をシステムに追加するなどの対策を順次既らに実施しているということでございます。また、小売電気事業者へもその結果を回答するという対応をしている。ただ、これについては、この間、実は小売電気事業者から私どもへも要望がございましたが、対応が遅くなっているということでございますので、このチームについても5人から20人に増員し、お問い合わせへの対応の加速を図るということは今対応中ということでございます。

その次、112ページ目、小売電気事業者への対応ということで、これはまさに私どもからの指導に基づいて対応した点でございますが、小売電気事業者から①から④のような要望が寄せられているということで、これについての対応として①から④を講じると。これについては先日ご報告したとおりでございますが、8月中旬、あるいは8月下旬に向けて、今対応を順次進めているということで、まだ全て解消が済んでいるという状況ではございません。今鋭意対応しているということでございます。

それから、協定についての状況。済みません、先週のこの委員会では、協定が済んだ案件はまだないと聞いていたと私から申し上げましたが、一部古い状況でご報告をしておりました。訂正をさせていただきます。8月3日現在では、113ページ右下9ページに書いてあるとおりの件数については協定値で確定をしているということでございます。引き続き

き残りの部分について協議を進めているという状況でございます。

それから、体制についてまとめた表が114ページ、右下10ページに添付されてございます。彼らもこれまでの数え方と変更してございます。定常業務を行っている人数も全て含めて今回からカウントするというので、これまで800名でやっていたところを8月末にかけて1,000人に増強していくということで、先ほど特に申し上げましたが、暫定運行チームについては9人から65人に増員する。それから、NSC、これはネットワークサービスセンターの略でございますが、ここに小売、あるいは発電事業者への対応をする者などが入っております。あるいはルーチン業務を行う者が入っておりますが、ここも強化していくということ。それから、一番下の誤通知の調査を行うチーム、使用量等チェック対策チームでございますが、ここも大幅に増員するというので、しっかり対応していくとのごでございます。全体の対応状況をまとめた体制図はその次のページでございます。

以上が先方からの第2回目の検証報告の内容でございます。ちなみに、件数の推移は先週金曜日また少しふえまして、また2万件を超えて2万186件に今なっております。これが足元の状況でございます。最後に、細かい表を添付してございます。引き続き私どもとしては、この報告いただいた内容もまた細かくヒアリングして、また委員の先生方のアドバイスをいただきながら、しっかり指導をしていきたいと思っております。

私からのご報告は以上でございますが、アドバイス等があればよろしく願いいたします。

以上でございます。

○八田委員長　ありがとうございます。それでは、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。稲垣委員。

○稲垣委員　資料7をみて、やっとな具体的なものがみえてきたと感じます。やっとなというのはどういうことかという、特に取引への影響について、課長のご指導も本当に有効に機能したのだと思うのですが、やっとな独立した項目として具体的な事実が載ってきたということであると思います。

ここの委員会としては、やはり取引への影響、要するにシステムの健全性が害されたときに、この取引の阻害されたものはどのように解決されていくのか、そのために必要な体制とか能力というのは何なのかということの非常に大事な資料がこのように上がってきていると思いますので、丁寧に見守っていただくことと、ちょっと気になるのは、協定と損害賠償と別にやっているようではすけれども、協定は具体的に何なのか。何を協定しよ



うとしているのかということ。それから、協定に時間がかかっていますけれども、そこで協定がすぐにまとまらない論点は何なのですか。ちょっと教えていただけますか。

○恒藤ネットワーク事業監視課長　ここで書いてある協定と申しますのは、約款の中で、こういったデータがなくなってしまった、あるいは簡単にみつからない場合においては、一定のルールに基づいて、具体的には、まずは1番手の案としては、前年同月の値を用いて進めるということになっておりまして、それをこの業界では協定と呼んでおります。そういう意味では、ここで協定と書いてあるのは、約款に書いてあるその方式に基づいて進めるということを彼らは協定と呼んでございます。そのやり方でいいかどうかについて協議をしているということでございます。

協議の内容でまだ時間がかかっているというのは幾つかのパターンがございますが、何で時間がかかっているかというのは、済みません、前回の繰り返しになっておりますが、何回も何回もやりとりをしているにもかかわらず時間がかかっているというよりは、1往復にかかる日数がかかなりかかっているがために、例えば小売事業者から質問を1回投げると、それに対する東電パワーグリッド社からの回答が数日、あるいは場合によっては数週間かかっているケースがあるために協議が全体的に進んでいないと。質問の内容としては、前年同月の値が何で、では、ちなみに参考として前月はどうだったのか、あるいは過去数ヵ月はどうだったのかとか、そういう周辺事情をよくみた上で判断したいというようなケースも小売事業者にはございます。そういう質問をすると、それについて返ってくるのに時間がかかるというケースもあり、協議に時間がかかっていると。あるいは、ほかのケースとしては、やはり引き続きまだデータが見つかる可能性があるのであれば、まずそれをやってくれというような小売事業者もあるやに聞いておりまして、そのようなケースもあり、時間がかかっていると私どもとしては今認識してございます。

○稲垣委員　やはり我々としては、取引の健全が害されているという現象はもう明らかで、これをどういう時間をかけて、どういう体制で、どういう解決をしていくのかということが課題だと思うのですけれども、約款上は協議で解決することになっていて、それはもう既に設計されたことなのですよ。にもかかわらず時間がかかるということが理解できないのです。

パターンは幾つかに分かれると思いますが、解決するというのが結論であって、それをいつまでに解決する。できなければ、どちらがその負担を負うかということであると思うのですが、そのどちらが負担を負うかについてのパワーグリッドの見解と事業者の見解が

違ってきていると思います。それについては約款の解釈の問題で解決できるものもあるし、それから、むしろパワーグリッドが取引の健全性が害されたときにどのような挙動をするのかという経営方針の問題だと思うのです。逆にいうと、事業の遂行に関する経営陣の見解の話だと思うのです。

繰り返しますけれども、事業の健全性はもう既に5月から8月まで害されています。これについて、時間がかかるとか、そうした現象面での理由はいいのだけれども、むしろ主体性の問題であって、パワーグリッドがどういう時間で何を解決しようとしているのか、とにかくこれはおさまるのだということであれば、どんどん金を出すなり、責任を負うということをして、後で精算するという約束をすればいいわけで、どうも理解ができないのです。まだ解決すべき課題のピントが合っていないし、報告を聞くと体制も十分にできていないような印象を受けます。特に時間がかかっているということの理由がよくわかりません。

それから、損害賠償については追ってということですが、協定と損害賠償とどういう関係に立つのですか。つまり、協定で解決するというのであれば、損害は賠償しないという損害賠償の予定になるはずなのだけれども、賠償するなら賠償するで、例えば既に賠償の現実があつていいはずで、原因不明のものについては後で調整するかしらないかというだけの話だと思うのです。それについても今後だというのは、個別に対応するという方針というのは、1対1の法律関係の整理を課題にしているならそれもわかります。しかし、この委員会のミッションとしては、取引の健全性が害された状況をどのように解決するのかということに関心をもっているので、そこについては、これは1つの方針ですから、会社が健全性を害されたまま、最後の最後まで法定でやり合って解決します、あるいは当事者が納得するまで協議は続けます、賠償の交渉は続けますというのは、それはそれで結構ですけれども、やはり本当にそれでいいのかというのは経営方針としてきちっと議論した上で見解を示してもらいたいと思います。協定で解決するといいながらこれだけ時間がかかっていること、それから損害賠償については別の議論をするということでもた時間がかかっているということ、時間がかかっている理由がご報告ではよくわからないと思います。

○八田委員長　　ポイントは、現状のようなことなら、損害賠償等について公的な何らかの通知なり規制をきちんとつくったほうがいいだろう。それが前もってあれば、当然当事者の交渉もそれを前提にしますから早まりますよね。

○稲垣委員　　規制というか、自由化と市場の適正をどのように図るかという問題なので、

こちらでも議論をする必要はあると思いますが、詳細は個別事業者のところにある程度の裁量を委ねるべきだと思うのです。ただ、大枠なり、取引の健全性を回復するのにどうするかという思考というか、大枠の概念フレームワークぐらいはきちっとつくっていく必要があるように思います。

○松尾事務局長　よく原因を確認したほうがいいと思うのですけれども、私、聞いておきますと、協定は協定で進めながら、損害賠償は個別に進めていく。つまり、損害賠償が整わないと協定に行けないというわけではなくて、協定でお客様との関係は済ませながら、損害賠償は同時並行、あるいはおくれたもやっけていくという感じでやっていると私は認識しております。従って、まずどの原因でどれくらいおけているのかとかを1回よく整理した上で、それが問題であるということであれば、手直しをしてもらうということではないかと思えます。

○稲垣委員　何よりも事実と因果関係の把握が大事だと思うのです。ただ、いいたいのは、協定で解決できる課題、それから損害賠償で解決すべき課題というのはあるわけですが、結論的に、これについては2つの考え方があって、今は非常に常識的な考え方をとっていると思えます。だから、原因を把握した上で最終的な結論を導くべきだという松尾事務局長の考え方は、そうした原則的な考え方に立つもので、当然出てくる考え方だと思えます。

しかし、本当にそれでいいのかということもこの手の事件では一つよくいわれるところで、それはどういう対立点かという、原因とか責任が明確になった段階で、それに基づいて責任を果たす、これが原則的な考え方です。しかし、こういう大量で、しかも社会的な影響を及ぼす事件については、要するにまず紛争を終えてしまう。例えば賠償額についてはこうする、あるいは賠償についてはこういう考え方でいきますという形で、とにかく賠償問題は整理してしまう。並行でもいいのですけれども、当然並行してやるべきだと思いますが、協定問題については、このようにしてこういう解決をするのだということで終わらせてしまう。そして、数値の代入とか精算については後で個別にやると。だから、社会現象としての混乱というのはもうなくなって、あとは個別に各業者との間でやっただくということをやすべきだという議論もあります。

集団に関する紛議の解決、特に社会制度に影響を及ぼすものについては、1対1の個別的な伝統的な解釈、つまり原因を負う者が責任を負うのだと。これを待っている、やはり社会的な混乱が生じる場合があります。現に生じていると思えます。そういう意味では、

考え方は伝統的な考え方をベースにしつつ、やはり集団的な社会問題の処理であるということ考えた上でやっていく必要があると思います。

東電パワーグリッドの報告をみていると、法律家として感じるのは、こういう解決の方法論については、いろいろなところでそういう議論がなされているわけなので、パワーグリッドのような能力のあるところであれば、それを知らないわけではないのです。けれども、はっきりしているのは、原因を明確にした後、その原因に応じた責任を負うという考え方で進めてきていると私は感じます。というわけなので、それについては、そのままでは時間がかかる、現象の解決にはならないということで、検討を願いたいという気持ちを込めて発言しております。

なお、今後、原因の把握をする上では、やはりどこから事情聴取するか、どこから事実を集めてくるかというのは大事で、当然パワーグリッドからの事情聴取も大事だと思うのですが、本当の事実は小売事業者のほうにあるので、パワーグリッドが十分に小売電気事業者からの事実を把握できないのであれば、こちらが小売事業者からの事実を直接把握する働きかけは必要だと思います。具体的にはパワーグリッドと小売事業者との問題なので、パワーグリッドが事実を正確に把握して対処するということを期待して、22日までは待っていたところでもあります。動き始めたようでありますので、余り強くはいいませんけれども、やはり小売事業者からの積極的な事実の把握が必要になる段階があるかもしれないということで、そこは警戒心をもってみていただく必要があると思います。

○恒藤ネットワーク事業監視課長 取引先への対応が遅い、あるいはそれをもっと早くするための会社としての姿勢といいますか方針がみえないというのは従前から指摘をいただいておりますが、私どもからも指導しているところでございますが、改めてきょうご指摘いただきましたので、もう一度厳しくかつ丁寧に指導していくとともに、新電力からも情報を取りまして、事実関係の常時把握に努めまして、より一步踏み込んだ対応の必要があるのかなのか、そのあたり、またこの委員会ともよく相談させていただいて、必要があれば対応を進めていきたいと考えてございます。

○稲垣委員 2つ追加したいのですが、1つは、パワーグリッドの責任を追及するのはまた別のところであると思うのですが、この委員会としては、やはり制度改革をきちっと実現していく、それから健全な取引市場を回復するという事で協力させていただいているという認識でおりますので、ぜひパワーグリッドについても絶大なる応援団のつもりで、できるようにしっかり支えてあげていただきたいと思います。

もう1つは、どこから事実を把握するかという証拠収集の範囲の問題ですけれども、当事者、つまり小売事業者も伝統的な考え方に立っていると思います。つまり、制度改革の責任はそれぞれにあるといえ、濃淡はあると思うのです。しかも、できないと思うところに対しては要求しません。声も上げないです。ということなので、こちらとしてはやはり主導的に、それぞれの主体が協力して、国も、小売も、パワーグリッドも、それからホールディングスも協力して、取引の健全が害されている状況を改善するにはどういう執行方法でいくべきなのかということもあわせて協議しながら、進めていただけたらと思うのです。

○恒藤ネットワーク事業監視課長 承知しました。

○八田委員長 今回の稲垣先生おっしゃったことを考えると、今回は初めてのことですけれども、これは将来にわたってもガスでも起きるかもしれないわけなので、ある程度の経験を積んだらば、やはりこういうときにはこういう対処をすべしという標準があってもいいように思います。それをつくらないと、そのたびごとに考えていたら時間がかかってしょうがないということがあるから、今の経験というのはそのための1つの材料にしていくということなのかもしれないです。具体的な話になりますが、先ほどおっしゃった7月1例日分のところで、65件については計器とりかえ情報の未反映である。これは今後も起きるわけですね。

○恒藤ネットワーク事業監視課長 この時点まで見つからなかったというのは、恐らくシステム、場合によっては支店等にも写真なりデータが多分残っていないという可能性が高いのではないかと先方もいっておられて、となれば、やはりとりかえ工事をしたときに要因があると。これについては、改めて工務店への作業手順なりの徹底を図るということで減らしていくというのが彼らの方針だと聞いております。

○八田委員長 だから、今後も起き得るけれども、一応指導をすると。普通に考えたら、工務店に対してどういうペナルティーをかけるのか、それから、今度起きたらば、これについてはいろいろやってもしょうがないのですから、それこそ去年のでやるとかそういうことも最初から決めてしまって、かつ、パワーグリッド自身も何らかの損害賠償をするというような手順を少なくともここについてははっきり決める必要があるのではないかと思います。ほかのことはデータが出てくるかもしれないけれども、これはもうデータはみつからないのですと決めてしまったほうがいいのではないかなという気がします。

○恒藤ネットワーク事業監視課長 それもあわせて指導をしていきたいと思います。

○八田委員長　ほかにございますでしょうか。どうぞ、箕輪委員。

○箕輪委員　右下の9ページのところに協定の進捗状況というのがあって、東京電力エネルギーパートナーさんとは41%進み、その他のところは23%しか進んでいなくて、対応するお相手のなれふなれというところもいろいろあるとは思いますが、やはりここら辺が外にみえると余りよくはないのではないかなと思っていて、もちろんエネルギーパートナーのほうが多分1個クリアするとぱっと片づいていくということなのだと思うのですが、これをみて感想めいたところですが、そういった意味でも、その他の小売事業者さんのほうも鋭意進めていただきたいなと思った次第です。

○恒藤ネットワーク事業監視課長　その点についてもあわせて指導をしていきたいと思っています。

○松尾事務局長　1点だけ補足しますと、聞いた話で、協定対象件数の中で、実はその後数字がわかって、その結果消えているものもあるらしいのです。分母として。ですから、41と23がそのまま本当に今も残っている協定対象のものの中の成約率なのかどうかというのは多分違うということで、ただ、今それをしっかりと比較できないので、こういう形で表示されていると聞いております。

○箕輪委員　わかりました。

○八田委員長　箕輪委員のポイントは、これを解明するのにリソースを割くのなら、なるべくその他小売電気事業者のほうに優先的に割くべきではないかということですね。

○箕輪委員　要は、いろいろな事業上の影響はそちらのほうが大きいのではないかなという気がするのです。もちろんエネルギーパートナーさんは別の会社にはなっていますけれども、対外的にみても、その他のほうをきちんと優先していくべきなのではないかなと思います。

○八田委員長　ほかにございませんでしょうか。どうぞ。

○圓尾委員　今回の資料の中で、東京電力が小売事業者様への対応ということで、彼らなりにヒアリングして問題と思ったところを対応しました、と書いてありますけれども、これは事務局も小売事業者といろいろ会話をしている中で問題意識と思ったところとおおむね齟齬ないというか、ずれてはいないという認識でいいのでしょうか。それとも、ここに書かれていない何か大事な問題はありますか。

○恒藤ネットワーク事業監視課長　先週ご報告しましたがけれども、私どもに新電力から、東電PGの対応が遅いので、私どもから指導してもらえませんかといった主な内容が

ここに入っております、残念ながら、どちらかというとPGが自分たちでこのように認識したというよりは、私ども経由でいわれた主な内容を書いているというのが実際でございます。

○圓尾委員　多分、彼らは立場が違う人たちの考え方はよくわからないと思うので、それでいいと思うのですが、なるべくこの辺は事務局で小売事業者さんに積極的にヒアリングをして、向こうに投げさせていただいたほうがいいかなと思います。引き続きよろしく願います。

○恒藤ネットワーク事業監視課長　引き続き対応します。

○稲垣委員　そこは、この間、社長が来られたときに、まずは自分で把握していただくことのほうがパワーグリッドに有利なのではないかと思っていた。だから、そこはそうのようにしていただいて、それが十分でないときはこちらで把握するというのを委員の1人としては考え方を伝えて、そのほうがパワーグリッドへの影響は少ないと考えているのは今も同じなのです。だから、もしやるのであれば、グリッドにもそうしたことできちっとやるぞということは少し前段階からいって、個別に聞いたり入ってくるのはいいと思うのですけれども、本当にいいのかと。こちらが事情聴取すると、もっと別な事実が出てしまうかもしれないのです。だから、余りこちらで事実を知るよりも、あちらがはっきり知って、誰にもわからないような状態のほうが望ましいわけではないですか。

当然、協定なりはそれなりの部門とやっているし、損害賠償は法務部門とやっているわけだから、相手の論点というのはみえてはいるはずだと思うのです。それが上に上がっていないのか、経営課題になっていないのか、この課題になっていないかわかりませんが、そういう意味で、松尾さんのおっしゃる事実をもとに原因を議論していくというのは大事だと思うのですが、それでもこちらがパワーグリッド以外に対して事実の調査をするというのは、それなりの影響のあることだと思うので、慎重にやっていただくと同時に、やる時は徹底してやる、見切ってやるということが大事だと思う。

それから、事務局において、少し頭の中に今後の課題として入れておいて検討してもらえたらと思うのですが、スマートメーターシステムを含む取引に係るシステムの堅牢性に関する、あるいは信頼性に関する評価ができる体制を我々がとる必要があるのではないかと思います。具体的には、取引に関連するシステムのセキュリティー、それから信頼性に関するシステム監査、あるいは開発段階からのご入力をこちらの組織もきちっとやっていく必要があるだろう。評価、検証の組織を立ち上げる必要があるのではないかと思います。

います。

理由は、電安課のほうでスマートメーターの保安のガイドラインを出しました。パブコメは5日で終わります。その内容は、保安技術基準としての、つまり電力の流通と、対電磁波による事故を起こさない、それから電力の供給に重大な影響を及ぼさないという電力の供給に関する基準なのです。スマートメーターの中にその部分はあるけれども、そうではない部分があります。その信頼性に関してどこももっていない状態です。ここは多分、役所の切り分けからするとエネ庁とここがやらざるを得ないと思います。ということなので、そこは制度も含めて、それから組織も含めて、信頼性を評価する体制と手順の検討を少し始めたほうがいいと思います。

○八田委員長　　今、稲垣先生がおっしゃったことは非常に重要なのですが、ある意味でこれから検討すべき項目です。今の確定通知の遅延のことについての稲垣先生のお考えというのは、ある意味でパワーグリッドへのアドバイスのような気がするのです。うちとしては今回、新電力からの指摘があって、それでいろいろできたわけで、やはり新電力の話を聞くということは非常に役に立つことなので、それはやると。だけれども、パワーグリッドへのアドバイスとして、そういうことがある以上、あとは自分できちんとやったほうがいいのではないかとということではないかという気がしますけれども。

○稲垣委員　　武士の情けというのものもあるし、塩を送るというものもありますから、慎重にということ。

○新川総務課長　　その点に関して、当初、東京電力パワーグリッド社が小売事業者の話を聞いて、問題点を自ら認識するというのを期待していた部分はあるし、今も期待しているのですけれども、例えば誤通知がこのくらいあるとかという話は、彼らは自分からはやはりいってこられなくて、最初彼らも手が回らない中で、伝えた数字が正しいかどうかの検証ができていない中で、もらった新電力のほうが使用量がゼロだとか、とんでもない法外な使用量になっているということに気がついて、やはりこれは誤通知なのではないかということで問題意識をもって残ってきたというところがございます。また、新電力自体がまとまって要望書などをもってきたりするところをみると、やはり本来東京電力PGが自分で対応し、その問題をシューティングしていくのが望ましいと思うものの、それができている状況にはならないと思っていますので、取引監視課が小売事業者の話を聞いておりますし、さらに引き続き聞いていきながら、最後、八田委員長おっしゃったように、アドバイスとしてうまくやっていくことももちろん必要だと思っておりますが、委員会として



も小売事業者の話は適切に聞いて対応していくことが必要ではないかと考えています。

○八田委員長　ほかにご意見ございませんでしょうか。——それでは、これからも必要に応じて事業者に指導をお願いしたいと思います。

議題の7つ目、インバランス精算（4月分）の協議状況について、資料8に基づいて伊藤管理官よりお願いいたします。

○伊藤小売取引検査管理官　通し番号の121ページをごらんください。本日は、前回の委員会で7月29日時点の申し入れ及び完了状況についてご報告させていただきましたが、本日は、そのデータが更新できましたので、その内容。及び、前回の委員会で各委員から何点かご指摘をいただいたところを全てお返しすることはできなかったのですけれども、1点だけご回答ができるといまして、その回答。残りの本日回答できなかったものについては、次回の委員会を目途にご回答したいと思っております。

では、早速ですが、内容に移らせていただきます。まず、主なポイントのところ、第2・第3段階の訂正值の申し入れ及び協議完了状況についてでございます。まず、第2段階につきましても、8月4日時点の資エ庁の情報では289点、申し入れ状況がありまして、協議完了状況が283件と。

その内訳が2. でございます。全体の283件につきましてももう既に協議が完了しており、残り6件が協議中となっています。協議完了の中には2種類ございまして、申し入れどおり訂正されたもの、訂正值の妥当性を示す資料等が添付されていたなどによって、申し入れのとおり計画値を訂正することで確定したものが280件、訂正せずに当初の値で確定したものとして、一般送配電事業者において申し入れ内容を確認したところ、訂正值訂正は不要と判断され、もちろん申し入れ者も了承したものが3件ございます。あわせてこういう状況になっておりまして、第3段階の一般送配電事業者の申し入れ状況につきましても154件の申し入れがございまして、協議完了が146件となっています。

第2段階の申し入れ状況と完了状況につきましても、全てを網羅的に説明することはちょっと難しかったので、次のページをごらんいただきたいのですが、そこで各社1つずつですが、例示を入れています。前回、どのくらい時間がかかっているのかというご質問とかがございましたけれども、基本的に、例えば北海道をみていただきたいのですが、7月7日にエネットから申し入れがありまして、7月19日には協議完了しています。内容的には、計画値の提出誤りということで、証憑として、翌日常時バックアップの需給計画を出し、それについては送配電事業者の北海道電力から応諾するというような回答になっています。この間、

詳細な細かいやりとりはあると思うのですが、行ったり来たりとかそういうことは余りなくて、ほぼ一発で終わっているという形の報告になっています。

種類として、今度は関西電力の回答内容、右から3つ目の欄のところで協議中というのがございます。これにつきましては、先方からのメールをそのまま張りつけてしまっていますが、4月2日分の需要計画につきまして訂正をお願いいたします。新システムへの習熟期間が少なかったことと、需要予測に漏れがあり、その数値をもとに需要調達計画を作成したことから、今回の間違いが発生しましたと。関西電力からは、事象は了解しました。ただ、需要予測の社内資料などエビデンスが必要なので出してくれないかという、いまだに回答が来っていないケース。

3つ目の種類として、九州電力、下から2つ目のケースなのですが、これにつきましては、申し入れ内容のところをごらんいただければですが、計画提出した担当者の認識不足により本来出したかった計画値とは違う数値で提出してしまった。単なる間違いということです。これにつきましては、エビデンスがなかったということで、先方に申し込みを取り下げはどうかというお話をし、了承をいただいたと聞いております。こういった形で協議は進められていると聞いております。

今回、資料ではご用意できなかったのですが、足元のインバランスの状況につきまして正確に細かく分析ができていないわけではないのですが、以前、7月15日の委員会で報告したときに、インバランスの率、需要実績に対してどのくらい幅があるのかというのをお示しさせていただきまして、4月1日とか、4月5日とか、6日とか、この辺のときにはインバランスがプラス50%以上とかマイナス80%とか、こういう数字で計画値に相当誤りがあったという状況でありました。今回、広域機関からもらっているもので7月16日分のデータをいただいているのですけれども、これをざっとみたところ、たまたまかもしれませんが、プラスもマイナスも10%以内に落ちついているので、広域機関がこれまで指導してきた成果等があらわれて事業者の習熟度も上がっていると思っております。

報告は以上でございます。よろしく申し上げます。

○八田委員長　ありがとうございます。ご質問、ご意見お願いいたします。——今の10%以内になったというのはインバランスがということですか。それとも間違いが。

○伊藤小売取引検査管理官　いや、間違いでなくてインバランスが。エリアごとで一応データがありまして、それについて、30分値ですから48コマあるのですけれども、その1日分をみてみますと、以前と比べれば大分落ちついている感があります。

○新川総務課長　　今のは、新電力は自分の需給に対して10%インバランスをもつ、これは10%なり数%に下がってもずっとそうだと思うのですけれども、一般電気事業者においてもエリア需要に対して10%ぐらいのずれがある状態なのでしょうか。

○伊藤小売取引検査管理官　　どっちかというところでは、済みません、はっきりいって見切れていないのですが、この数字の大きさの影響は、ほぼ一般電気事業者の大きさになると聞いておりましたので、昔、80とか大きい数字が出たのは、新電力の小さいものというよりは、ほぼ95%を占める一般電気事業者の影響でこういう大きなずれを生じていたと聞いています。

○八田委員長　　基本的にソフトの問題はもう解決しているのですか。

○伊藤小売取引検査管理官　　ソフトの問題は、ソフトという当初……

○八田委員長　　ソフトというのはシステム、当初。

○伊藤小売取引検査管理官　　当初、広域機関でいろいろあった集計システムとか転送とか、こういったものについては解決しています。

○八田委員長　　それはいつごろ解決したのですか。

○伊藤小売取引検査管理官　　それは5月ぐらいにインバランスを精算する案件では解決していますが、一方で、前回のご指摘もございましたけれども、今後入れていくシステムというのでもございまして、これについては次回のときに、本来こういうシステムが入るべきところを今どうなっているかというところもご説明したいなと思っております。

○八田委員長　　本来入るべきシステムではなく、応急措置のシステムが一応今は……。

○伊藤小売取引検査管理官　　そうです。したがって、4、5、6は今回と同じようなインバランスの精算、特例措置をしますが、7月分以降はしないという整理をしております。

○八田委員長　　それで、7月分以降は誤りがあるとしたら入力ミス以外はなくなるということですか。

○伊藤小売取引検査管理官　　そういった意味では、システムですから、何かのトラブルがあるかもしれませんが、そういうのがなければ、原則入力ミスとかそういったものがあると思います。

○八田委員長　　そうすると、入力ミスがあったときにどう対処するかという基本方針はできている。

○伊藤小売取引検査管理官　　一応、向こうのほうの前の専門委員会でエネ庁が説明しております。

○八田委員長　わかりました。ほかにございませんでしょうか。——それでは、今のご説明のようなことをこれからもご報告いただきたいと思います。

第2部で予定していた議事は以上でございますが、ほかになにかございますか。では、事務局から。

○新川総務課長　次回は、8月26日金曜日午前10時からを予定しています。

この後、この会場で引き続き委員打ち合わせを行わせていただき、その後、委員長室でランチミーティングを行わせていただければ幸いです。

○八田委員長　それでは、第2部をこれで終了します。ありがとうございました。

——了——